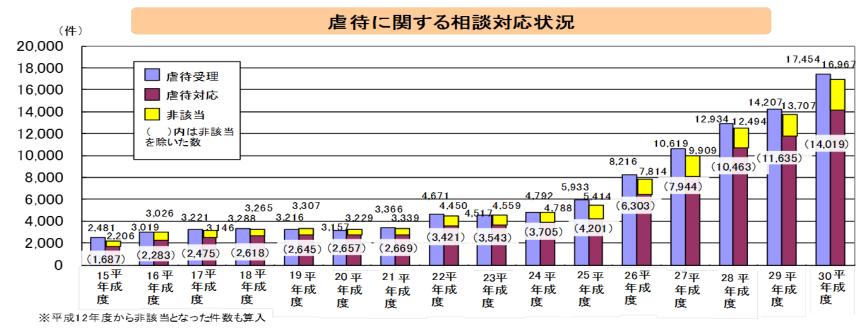
東京都子供·若者支援協議会 (代表者会議)

「東京都子供虐待防止条例と東京の児童相談体制の強化」

福祉保健局少子社会対策部





1.	経路別対応状況	(件、下段は%)
	小工 ルロ ノリ クリ パい ソヘ んし	\

年度		家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉 事務所	子供家庭支援センター	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
28年	FÆ	1,010	103	2,980	145	16	644	12	18	257	64	4,713	459	2073	12,494
204	一区	(8.1)	(8.0)	(23.8)	(1.2)	(0.1)	(5.2)	(0.1)	(0.1)	(2.1)	(0.5)	(37.7)	(3.7)	(16.6)	(100.0)
29年	FÆ	1,245	97	2,993	192	14	578	8	7	286	49	5,735	452	2,051	13,707
294	一泛	(9.1)	(0.7)	(21.8)	(1.4)	(0.1)	(4.2)	(0.1)	(0.1)	(2.1)	(0.3)	(41.8)	(3.3)	(15.0)	(100.0)
30年	FÆ	1,491	123	3,942	207	13	615	17	8	312	65	6,975	549	2,650	16,967
304	一泛	8.8%	0.7%	23.2%	1.2%	0.1%	3.6%	0.1%	0.1%	1.9%	0.4%	41.1%	3.2%	15.6%	100.0%

2	虐待内容別相談対応状況	(/ /+ () 内は%)
∠ .	追付内谷加州談刈心认沉	(1+, (/ M II L Y O /

内容年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計	非該当
28年度	2,587 (24.7)	88 (0.9)	5,750 (55.0)	2,038 (19.4)	10,463 (100.0)	2,031
29年度	2,810 (24.2)	87 (0.7)	6,849 (58.9)	1,889 (16.2)	11,635 (100.0)	2,072
30年度	3,345 (23.9)	119 (0.8)	8,394 (59.9)	2,161 (15.4)	14,019 (100.0)	2,948

児童相談体制強化に向けた取組 一平成30年3月に都内で発生した死亡事例を受けて一

1 児童相談所の体制強化 ~平成30、31年度~

○ 人員体制の強化、子供のケアの充実

区 分	30年度	増員数	31年度
児童福祉司	286	29	315
児童心理司	123	18	141
専門課長(福祉・心理)	4	2	6
一時保護所	157	16	173

2 LINE相談の実施 ~子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京~

○ 一昨年11月の試行を得て昨年8月から本格実施 8月及び9月の相談件数は1,671件。そのうち、保護者からの 相談は825件、子供本人からの相談は195件。

児童虐待防止推進月間には、夜間平日の相談対応時間 を2時間延長し、午後11時まで実施。



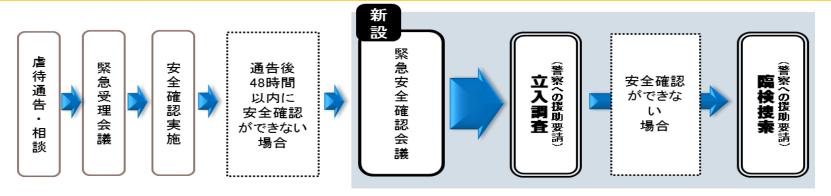
3 警視庁との情報共有範囲の拡大

≪児童相談所が警察に提供する虐待情報の拡大≫

旧協定	新協定(30年10月~)
身体的虐待で一時保護	1 身体的虐待、ネグレクト、性的虐待のうち、支援継続中の事案
した児童が家庭復帰	2 48時間以内に安全確認ができない事案
した事案	3 都以外からケース移管された事案・都以外へケース移管した事案

新協定により、虐待に該当しないケースや児童相談所の助言指導で終了した ケースを除き、リスクが高いと考えられるケースは全て共有

- 提供件数は3倍以上 (旧協定)29年度10月~3月248件→(新協定)30年度同時期 804件
 - 4 安全確認行動指針の策定 児相が行う児童安全確認、判断基準を明確化



5 区市町村の子供家庭支援センターへの支援の充実

- 〇 経験豊富な主任虐待対策ワーカーの配置促進支援
- 〇 要保護児童対策地域協議会開催のための事務職員配置支援
- 地域の相談対応力強化のための、平日の夕方以降又は土日における子供家 庭支援センターの相談体制確保の支援

6 母子保健施策及び社会的養護施策の充実

- 悩みを抱える妊婦が区市町村等の支援につながるよう、妊娠相談ほっと ラインの取組を強化とともに、相談の受付時間を拡大
- 里親の登録家庭数の拡大を図るため、普及啓発の取組を強化

7 全庁一丸となった虐待防止対策の推進

- 児童虐待の未然防止・早期発見に係る取組・普及啓発にかかる取り組み 「虐待に気づくためのチェックリスト」を作成し、全庁、関係機関、イベント等での配布
- 児童虐待防止等に関する条例の策定、施行(平成31年4月)

東京都子供への虐待の防止等に関する条例のポイント

区分	ポイント	狙い
前文	権利の主体	子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、あらゆる 場面において権利の主体として尊重される必要があることを明記
基本理念	子供の意見尊重、最善の利益 優先 (第3条第2項)	子供の年齢・発達の程度に応じた意見の尊重や、最善の利益を最優 先にする考え方を、社会全体で共有
未然防止	保護者の体罰等禁止 (第6条第2項)	虐待にエスカレートする可能性がある。また、虐待そのもののこともある。 さらに、子供の脳に深刻な影響を及ぼすこともあるため、体罰や暴言に よらない子育てを明確に発信
	健診受診の勧奨に応じる保護者の 努力義務 (第6条第3項)	健診未受診の保護者に対し、保健所等がアプローチしやすくし、リスクを 早期に把握
早期発見· 早期対応	虐待通告の趣旨を踏まえた通告義 務履行の周知 (第9条第2項)	都民のためらいを緩和し虐待通告を促進するため、通告は、子供を守る ことのみならず、家庭への支援にもつながるものであることを発信
	児童相談所等の情報提供依頼 (調査の円滑化) (第11条)	条例で規定することにより、福祉等の関係機関(虐防法で規定済み) 以外の民間事業者も、子供と家庭に関する情報について、個人情報保 護法に基づき適切に提供できる根拠を明確化
	児童相談所間の的確な引継ぎ (第12条第1項)	リスクが高まる転居ケースについて、その緊急性や重症度に応じて、同行 訪問や必要十分な資料の提供など、的確な引継ぎの実施を徹底
	児童相談所と子供家庭支援セン ターの連携 (第12条第2項)	都の児童相談体制において車の両輪をなす、児童相談所と子供家庭 支援センターとの一層の連携・協働を強化
社会的 養護	社会的養護の充実のため、里親委 託等を推進 (第14条第1項)	都の方針を改めて明記し、里親制度の普及啓発、里親の育成、里親等委託を一層推進
人材育成	児童相談所の適切な運営体制の 確保 (第15条第1項)	都の方針を改めて明記し、虐待の早期対応や専門的対応を的確に行う体制を一層強化 6

条例第6条 体罰によらない子育て普及啓発

ポスター



子育ては、楽しいけれど、大変なことも多い。

しかし、叩いたり、どなったりするのは、絶対にバツです。



わかってるけど、わからなくなったら。











平成31年4月「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行しました。



ハンドブック





動画



その他詳細は【東京都児童虐待防止公式ホームページ】 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/osekkai/

東京の児童相談体制のさらなる強化のために

≪増加を続ける虐待対応件数≫

児童相談行政のステージの変化

児童虐待対応の 高度化・厳格化 (2018年度)

- 虐待通告受理後48時間以内の安全確認の徹底、安全確認できない場合の立入調査の実施
- 子供の安全確保を最優先とした躊躇のない一時保護や施設入所等の実施の徹底

児童相談所と区市町 村の体制強化 (2019年度~2022年度)

- 〇 児童相談所の体制強化として、児童福祉司を大幅に増員(児童福祉司を人口3万人に1人、児童心理司、保健師、弁護士、一時保護所職員の体制を強化
- 区市町村の体制強化として、要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職の配置を促進 等

児童福祉法の改正等

- 子供の権利擁護(体罰禁止、子供の意見表明権の保障)
- 児童虐待の発生予防・早期発見(健診未受診者の安全確認等)
- 児童虐待発生時の迅速・的確な対応(関係機関の連携強化等)

オール東京で子供を守るために

令和元年5月~

「東京都児童相談体制等検討会」の発足

都と全ての区市町村とが、虐待対策に関する取組、特別区及び市町村の連携強化の取組、子供と家庭を支援するための取組等を検討